佐賀県婦人既製服製造業最低工賃の決定(改正決定)に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

佐賀地方労働審議会一般公示第1号

佐賀県婦人既製服製造業の最低工賃の決定(改正決定)について調査審議を行うに当たり、家内労働法(昭和 45 年法律第 60 号)第 11 条第 1 項の規定に基づき、意見を聴取するので、佐賀県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和 4 年 1 月 6 日 (木)までに、佐賀地方労働審議会(佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号、佐賀労働局労働基準部賃金室内)あて提出されたい。

令和3年12月22日

佐賀地方労働審議会 会長 早川 智津子

意 見 書

令和3年12月22日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した佐賀県婦人既製服製造業最低工賃の決定(改正決定)について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提出者

住 所

氏 名

職業

佐賀地方労働審議会

会長 早川 智津子 殿